

○ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）

改 正 案	現 行
目次 第一章（略） 第二章 連結貸借対照表 第一節（略） 第二節 資産（第二十一条―第三十四条の三） 第三節―第五節（略） 第三章 連結損益計算書 第一節・第二節（略） 第三節 販売費及び一般管理費（第五十五条―第五十六条） 第四節―第七節（略） 第四章―第七章（略） 附則 （削る） （定義） 第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一―二十一 （略） 二十二 ストック・オプション 自社株式オプション（前号に規定	目次 第一章（略） 第二章 連結貸借対照表 第一節（略） 第二節 資産（第二十一条―第三十四条の二） 第三節―第五節（略） 第三章 連結損益計算書 第一節・第二節（略） 第三節 販売費及び一般管理費（第五十五条・第五十六条） 第四節―第七節（略） 第四章―第七章（略） 附則 様式 （定義） 第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一―二十一 （略） 二十二 ストック・オプション 自社株式オプション（前号に規定

する自社株式オプションをいう。)のうち、連結会社が従業員等(当該連結会社と雇用関係にある使用人及び当該連結会社の役員(法第二十一条第一項第一号(法第二十七条において準用する場合を含む。))に規定する役員をいう。以下同じ。))をいう。以下この号において同じ。)に報酬(労働や業務執行等の対価として当該連結会社が従業員等に給付するものをいう。)として付与するものをいう。

二十三～三十五 (略)

(連結の範囲)

第五条 (略)

- 2 前項の規定により連結の範囲に含めるべき子会社のうち、その資産、売上高(役務収益を含む。以下同じ。))等からみて、連結の範囲から除いてもその企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいものは、連結の範囲から除くことができる。

3 (略)

(連結貸借対照表)

第六条 連結貸借対照表は、連結財務諸表提出会社の連結会計年度に対応する期間に係る連結会社の貸借対照表(第十二条第一項の規定による決算を行う場合の当該連結子会社については、当該決算に係る貸借対照表)の資産、負債及び純資産の金額を基礎として作成し

する自社株式オプションをいう。)のうち、連結会社が従業員等(当該連結会社と雇用関係にある使用人のほか、当該連結会社の取締役、会計参与、監査役及び執行役並びにこれらに準ずる者をいう。))に報酬(労働や業務執行等の対価として当該連結会社が従業員等に給付するものをいう。)として付与するものをいう。

二十三～三十五 (略)

(連結の範囲)

第五条 (略)

- 2 前項の規定により連結の範囲に含めるべき子会社のうち、その資産、売上高等からみて、連結の範囲から除いてもその企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいものは、連結の範囲から除くことができる。

3 (略)

(連結貸借対照表)

第六条 連結貸借対照表は、連結財務諸表提出会社の連結会計年度に対応する期間に係る連結会社の貸借対照表(第十二条本文の規定による決算を行う場合の当該連結子会社については、当該決算に係る貸借対照表)の資産、負債及び純資産の金額を基礎として作成し

なければならない。

(連結損益計算書)

第七条 連結損益計算書は、連結財務諸表提出会社の連結会計年度に対応する期間に係る連結会社の損益計算書(第十二条第一項の規定による決算を行う場合の当該連結子会社については、当該決算に係る損益計算書)の収益、費用等の金額を基礎として作成しなければならない。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

第八条の二 連結キャッシュ・フロー計算書は、連結財務諸表提出会社の連結会計年度に対応する期間に係る連結会社のキャッシュ・フロー計算書(第十二条第一項の規定による決算を行う場合の当該連結子会社については、当該決算に係るキャッシュ・フロー計算書)の金額を基礎として作成しなければならない。

(持分法の適用)

第十条 (略)

2 前項の規定により持分法を適用すべき非連結子会社及び関連会社のうち、その損益等からみて、持分法の適用の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないものは、持分法の適用の対象から除くことができる。

なければならない。

(連結損益計算書)

第七条 連結損益計算書は、連結財務諸表提出会社の連結会計年度に対応する期間に係る連結会社の損益計算書(第十二条本文の規定による決算を行う場合の当該連結子会社については、当該決算に係る損益計算書。次条において同じ。)の収益、費用等の金額を基礎として作成しなければならない。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

第八条の二 連結キャッシュ・フロー計算書は、連結財務諸表提出会社の連結会計期間に対応する期間に係る連結会社のキャッシュ・フロー計算書(第十二条本文の規定による決算を行う場合の当該連結子会社については、当該決算に係るキャッシュ・フロー計算書)の金額を基礎として作成しなければならない。

(持分法の適用)

第十条 (略)

2 前項の規定により持分法を適用すべき非連結子会社及び関連会社のうち、その損益等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないものは、持分法の対象から除くことができる。

(連結の範囲等に関する記載)

第十三条 (略)

2・5 (略)

6 第一項第五号に掲げる連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項については、次の各号に掲げる方法のうちいずれの方法を採用したかを記載するものとする。

一 (略)

二 全面時価評価法 (連結子会社の資産及び負債のすべてを、支配を獲得した日の公正な評価額により評価する方法をいう。)

7 (略)

(セグメント情報の注記)

第十五条の二 連結会社が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合には、事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する売上高、営業利益金額又は営業損失金額及び資産の金額 (以下この条において「売上高等」という。)、減価償却費並びに資本的支出の金額 (以下「事業の種類別セグメント情報」という。) を、様式第一号に定めるところにより注記しなければならない。ただし、当該区分に属する売上高等のすべてが少額であるものについては、他の区分と一括して、適当な名称を付して記載することができる。

2・3 (略)

(連結の範囲等に関する記載)

第十三条 (略)

2・5 (略)

6 第一項第五号に掲げる連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項については、次の各号に掲げる方法のうちいずれの方法を採用したかを記載するものとする。

一 (略)

二 全面時価評価法 (連結子会社の資産及び負債のすべてを、支配を獲得した日の公正な評価額により評価する方法をいう。以下同じ。)

7 (略)

(セグメント情報の注記)

第十五条の二 連結会社が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合には、事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する売上高 (役員収益を含む。以下同じ。)、営業利益金額又は営業損失金額及び資産の金額 (以下この条において「売上高等」という。)、減価償却費並びに資本的支出の金額 (以下「事業の種類別セグメント情報」という。) を、様式第一号に定めるところにより注記しなければならない。ただし、当該区分に属する売上高等のすべてが少額であるものについては、他の区分と一括して、適当な名称を付して記載することができる。

2・3 (略)

(関連当事者の範囲)

第十五条の四 この規則において「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。

一〇六 (略)

七 連結財務諸表提出会社の役員及びその近親者

八〇十一 (略)

(関連当事者との取引に関する注記)

第十五条の四の二 連結財務諸表提出会社が関連当事者との取引（当該関連当事者が第三者のために当該連結財務諸表提出会社との間で行う取引及び当該連結財務諸表提出会社と第三者との間の取引で当該関連当事者が当該取引に関して当該連結財務諸表提出会社に重要な影響を及ぼしているものを含む。）を行っている場合には、その重要なものについて、次の各号に掲げる事項を原則として関連当事者ごとに注記しなければならない。

一〇八 (略)

九 関連当事者に対する債権が貸倒懸念債権（財務諸表等規則第八条の十第一項第九号に規定する貸倒懸念債権をいう。）又は破産更生債権等（同号に規定する破産更生債権等をいう。第二十三条第一項第三号において同じ。）に区分されている場合には、次に

(関連当事者の範囲)

第十五条の四 この規則において「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。

一〇六 (略)

七 連結財務諸表提出会社の役員（法第二十一条第一号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する役員をいう。次号及び第九号において同じ。）及びその近親者

八〇十一 (略)

(関連当事者との取引に関する注記)

第十五条の四の二 連結財務諸表提出会社が関連当事者との取引（当該関連当事者が第三者のために当該連結財務諸表提出会社との間で行う取引及び当該連結財務諸表提出会社と第三者との間の取引で当該関連当事者が当該取引に関して当該連結財務諸表提出会社に重要な影響を及ぼしているものを含む。）を行っている場合には、その重要なものについて、次の各号に掲げる事項を原則として関連当事者ごとに注記しなければならない。

一〇八 (略)

九 関連当事者に対する債権が貸倒懸念債権（財務諸表等規則第八条の十第一項第九号に規定する貸倒懸念債権をいう。）又は破産更生債権等（同号に規定する破産更生債権等をいう。第二十三条第一項第三号において同じ。）に区分されている場合には、次に

掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 当連結会計年度に計上した貸倒損失等（一般債権（財務諸表等規則第八条の十第一項第九号ハに規定する一般債権をいう。）に区分されていた場合において生じた貸倒損失を含む。）

十 (略)

2／6 (略)

（退職給付に関する注記）

第十五条の八 財務諸表等規則第八条の十三第一項の規定は、退職給付について準用する。この場合において、同項第二号中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結財務諸表提出会社」と、同項第二号及び第三号中「貸借対照表日」とあるのは「連結決算日」と、同項第三号中「当該事業年度」とあるのは「当該連結会計年度」と、「直前事業年度末」とあるのは「当該連結決算日の前連結決算日」と読み替えるものとする。

（ストック・オプション、自社株式オプション又は自社の株式の付与又は交付に関する注記）

第十五条の九 財務諸表等規則第八条の十四第一項の規定は、ストック・オプション若しくは自社株式オプションを付与又は自社の株式を交付している場合について準用する。この場合において、同項第一号中「事業年度」とあるのは、「連結会計年度」と読み替えるも

掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 当連結会計年度に計上した貸倒損失等（一般債権（財務諸表等規則第八条の十第一項第九号に規定する一般債権をいう。）に区分されていた場合において生じた貸倒損失を含む。）

十 (略)

2／6 (略)

（退職給付に関する注記）

第十五条の八 財務諸表等規則第八条の十三第一項の規定は、退職給付について準用する。この場合において、同条第一項第二号及び第三号中「貸借対照表日」とあるのは「連結決算日」と、同項第三号中「当該事業年度」とあるのは「当該連結会計年度」と、「直前事業年度末」とあるのは「当該連結決算日の前連結決算日」と読み替えるものとする。

（ストック・オプション、自社株式オプション又は自社の株式の付与又は交付に関する注記）

第十五条の九 財務諸表等規則第八条の十四第一項の規定は、ストック・オプション若しくは自社株式オプションを付与又は自社の株式を交付している場合について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「事業年度」とあるのは、「連結会計年度」と読み替

のとする。

(流動負債の区分表示)

第三十七条 (略)

2 (略)

3 第一項第四号の未払法人税等とは、法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。以下同じ。）並びに事業税の未払額をいう。

4・5 (略)

(のれん及び負ののれんの表示)

第四十条 財務諸表等規則第五十四条の二の規定は、第二十八条第一項第一号に掲げるのれん及び第三十八条第一項第六号に掲げる負ののれんについて準用する。

(評価・換算差額等の分類及び区分表示)

第四十三条の二 評価・換算差額等は、次に掲げる項目の区分に従い、当該項目を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一 財務諸表等規則第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金

二 財務諸表等規則第六十七条第二号に規定する繰延ヘッジ損益

えるものとする。

(流動負債の区分表示)

第三十七条 (略)

2 (略)

3 第一項第三号の未払法人税等とは、法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。以下同じ。）並びに事業税の未払額をいう。

4・5 (略)

(のれん及び負ののれんの表示)

第四十条 財務諸表等規則第五十四条の二の規定は、第二十八条第一項第一号に掲げるのれん及び第三十八条第一項第四号に掲げる負ののれんについて準用する。

(評価・換算差額等の分類及び区分表示)

第四十三条の二 評価・換算差額等は、次に掲げる項目の区分に従い、当該項目を示す名称をもつて掲記しなければならない。

一 財務諸表等規則第六十七条第一号に規定するその他有価証券評価差額金

二 財務諸表等規則第六十七条第二号に規定する繰延ヘッジ損益

三 財務諸表等規則第六十七条第一項第三号に規定する土地再評価差額金

四 (略)

2 (略)

(たな卸資産の帳簿価額の切下げに関する記載)

第五十三条 通常の販売の目的をもつて所有するたな卸資産について、収益性の低下により帳簿価額を切り下げた場合には、当該切下額(前連結会計年度末に計上した切下額を当連結会計年度に戻し入れる場合には、当該戻入額と当連結会計年度末に計上した当該切下額を相殺した後の金額)は、売上原価その他の項目の内訳項目として、その内容を示す名称を付した科目をもつて区分掲記しなければならない。ただし、当該たな卸資産の期末たな卸高を帳簿価額の切下げ後の金額によつて計上し、その旨及び当該切下額を注記することを妨げない。

2 (略)

(税金等調整前当期純損益の表示)

第六十四条 (略)

(当期純利益又は当期純損失)

第六十五条 (略)

2 (略)

三 財務諸表等規則第六十七条第三号に規定する土地再評価差額金

四 (略)

2 (略)

(たな卸資産の帳簿価額の切下げに関する記載)

第五十三条 通常の販売の目的をもつて所有するたな卸資産について、収益性の低下により帳簿価額を切り下げた場合には、当該切下額(前事業年度末に計上した切下額を当事業年度に戻し入れる場合には、当該戻入額と当事業年度末に計上した当該切下額を相殺した後の金額)は、売上原価その他の項目の内訳項目として、その内容を示す名称を付した科目をもつて区分掲記しなければならない。ただし、当該たな卸資産の期末たな卸高を帳簿価額の切下げ後の金額によつて計上し、その旨及び当該切下額を注記することを妨げない。

2 (略)

(税金等調整前当期純利益の表示)

第六十四条 (略)

(当期純利益又は当期純損失)

第六十五条 (略)

2 (略)

3 法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第一項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した科目をもつて記載するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合には、同号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

(連結株主資本等変動計算書の区分表示)

第七十一条 (略)

2 連結株主資本等変動計算書は、適切な項目に区分し、当該項目を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。当該項目及び科目は、前連結会計年度末及び当連結会計年度末の連結貸借対照表における純資産の部の項目及び科目と整合していなければならない。

(新株予約権等に関する注記)

第七十九条 (略)

2～4 (略)

5 自己新株予約権については、新株予約権との対応が明らかになるように、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一 連結財務諸表提出会社が保有する連結財務諸表提出会社が発行した新株予約権については、第一項各号に掲げる事項

二 (略)

3 法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第一項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した科目をもつて記載するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合は、第一項第一号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

(連結株主資本等変動計算書の区分表示)

第七十一条 (略)

2 連結株主資本等変動計算書は、適切な項目に区分し、当該項目を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。当該区分及び科目は、前連結会計年度末及び当連結会計年度末の連結貸借対照表における純資産の部の区分及び科目と整合していなければならない。

(新株予約権等に関する注記)

第七十九条 (略)

2～4 (略)

5 自己新株予約権については、新株予約権との対応が明らかになるように、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一 連結財務諸表提出会社が保有する連結財務諸表提出会社が発行した新株予約権については、第一項第一号から第三号までに掲げる事項

二 (略)

(配当に関する注記)

第八十条 財務諸表等規則第百九条第一項の規定は、配当について準用する。この場合において、同項第三号中「事業年度」とあるのは、「連結会計年度」と読み替えるものとする。

(配当に関する注記)

第八十条 財務諸表等規則第百九条第一項の規定は、配当について準用する。この場合において、同条第一項第三号中「事業年度」とあるのは、「連結会計年度」と読み替えるものとする。

○ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）

改 正 案		現 行
様式第一号		様式第一号
【事業の種類別セグメント情報】		【事業の種類別セグメント情報】
(記載上の注意)		(記載上の注意)
1. ～10. (略)		1. ～10. (略)
11. 次のいずれかの基準に該当するセグメントについては、他のセグメントと区別して記載すること。		11. 次のいずれかの基準に該当するセグメントについては、他のセグメントと区別して記載すること。
(1) 当該セグメントの売上高（セグメント間の内部売上高又は振替高を含む。以下第14号までにおいて同じ。）が、全セグメントの売上高の合計の10%以上であること。		(1) 当該セグメントの売上高（セグメント間の内部売上高又は振替高を含む。以下第13号までにおいて同じ。）が、全セグメントの売上高の合計の10%以上であること。
(2)・(3) (略)		(2)・(3) (略)
12. ・13. (略)		12. ・13. (略)
14. 次のすべてに該当する場合には、事業の種類別セグメント情報を記載しないことができる。ただし、その場合には、その旨及び理由を明らかにすること。		14. 次のすべてに該当する場合には、事業の種類別セグメント情報を記載しないことができる。ただし、その場合には、その旨及び理由を明らかにすること。
(1)～(3) (略)		(1)～(3) (略)
(4) 特定のセグメント以外に第11号の(1)から(3)までの基準に該当するセグメントがないこと。		(4) 特定のセグメント以外に第10号の(1)から(3)までの基準に該当するセグメントがないこと。
15. (略)		15. (略)

○ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）

様式第四号				様式第四号			
【連結貸借対照表】				【連結貸借対照表】			
		(単位：円)					
		前連結会計年度		当連結会計年度			
		(平成 年 月 日)		(平成 年 月 日)			
資産の部							
流動資産				(資産の部)			
現金及び預金				Ⅰ 流動資産			
受取手形及び売掛金				現金及び預金			
貸倒引当金				受取手形及び売掛金			
受取手形及び売掛金 (純額)				貸倒引当金			
リース債権及びリース投資資産				リース債権及びリース投資資産			
貸倒引当金				投資資産			
リース債権及びリース投資資産 (純額)				貸倒引当金			
有価証券				有価証券			
たな卸資産				たな卸資産			
繰延税金資産				繰延税金資産			
その他				その他			
流動資産合計				流動資産合計			
固定資産				Ⅱ 固定資産			
有形固定資産				有形固定資産			
建物及び構築物				建物及び構築物			
減価償却累計額				減価償却累計額			
建物及び構築物 (純額)				機械装置及び運搬具			
機械装置及び運搬具				減価償却累計額			
減価償却累計額				土地			
機械装置及び運搬具 (純額)				リース資産			
土地				減価償却累計額			
リース資産				建設仮勘定			
減価償却累計額				その他			
リース資産 (純額)				有形固定資産合計			
建設仮勘定				無形固定資産			
その他				のれん			
減価償却累計額				その他			
有形固定資産合計				無形固定資産合計			
無形固定資産				投資その他の資産			
のれん				長期貸付金			
リース資産				投資有価証券			
その他				貸倒引当金			

様式第四号				様式第四号			
【連結貸借対照表】				【連結貸借対照表】			
		(単位：円)					
		前連結会計年度		当連結会計年度			
		(平成 年 月 日)		(平成 年 月 日)			
区 分				注記番号			
				金 額 (円)			
				構成比 (%)			
				金 額 (円)			
				構成比 (%)			
Ⅰ 流動資産				現金及び預金			
現金及び預金				受取手形及び売掛金			
受取手形及び売掛金				貸倒引当金			
貸倒引当金				リース債権及びリース投資資産			
リース債権及びリース投資資産				投資資産			
投資資産				貸倒引当金			
貸倒引当金				有価証券			
有価証券				たな卸資産			
たな卸資産				繰延税金資産			
繰延税金資産				その他			
その他				流動資産合計			
流動資産合計				固定資産			
固定資産				有形固定資産			
有形固定資産				建物及び構築物			
建物及び構築物				減価償却累計額			
減価償却累計額				機械装置及び運搬具			
機械装置及び運搬具				減価償却累計額			
減価償却累計額				土地			
土地				リース資産			
リース資産				減価償却累計額			
減価償却累計額				建設仮勘定			
建設仮勘定				その他			
その他				有形固定資産合計			
有形固定資産合計				無形固定資産			
無形固定資産				のれん			
のれん				その他			
その他				無形固定資産合計			
無形固定資産合計				投資その他の資産			
投資その他の資産				長期貸付金			
長期貸付金				投資有価証券			
投資有価証券				貸倒引当金			
貸倒引当金							

無形固定資産合計	×××	×××		×××	
投資その他の資産			×××	×××	×××
投資有価証券	×××	×××	×××	×××	×××
長期貸付金	×××	×××	×××	×××	×××
貸倒引当金	△×××	△×××	×××	×××	×××
長期貸付金 (純額)	×××	×××	×××	×××	×××
繰延税金資産	×××	×××	×××	×××	×××
その他	×××	×××	×××	×××	×××
投資その他の資産合計	×××	×××	×××	×××	×××
固定資産合計	×××	×××	×××	×××	×××
繰延資産			×××	×××	×××
創立費	×××	×××	×××	×××	×××
開業費	×××	×××	×××	×××	×××
株式交付費	×××	×××	×××	×××	×××
社債発行費	×××	×××	×××	×××	×××
開募費	×××	×××	×××	×××	×××
繰延資産合計	×××	×××	×××	×××	×××
資産合計	×××	×××	×××	×××	×××
負債の部					
流動負債			×××	×××	×××
支払手形及び買掛金	×××	×××	×××	×××	×××
短期借入金	×××	×××	×××	×××	×××
リース債務	×××	×××	×××	×××	×××
未払法人税等	×××	×××	×××	×××	×××
繰延税金負債	×××	×××	×××	×××	×××
製品保証引当金	×××	×××	×××	×××	×××
……………	×××	×××	×××	×××	×××
その他	×××	×××	×××	×××	×××
流動負債合計	×××	×××	×××	×××	×××
固定負債			×××	×××	×××
社債	×××	×××	×××	×××	×××
長期借入金	×××	×××	×××	×××	×××
リース債務	×××	×××	×××	×××	×××
繰延税金負債	×××	×××	×××	×××	×××
退職給付引当金	×××	×××	×××	×××	×××
……………	×××	×××	×××	×××	×××
負ののれん	×××	×××	×××	×××	×××
その他	×××	×××	×××	×××	×××
固定負債合計	×××	×××	×××	×××	×××
負債合計	×××	×××	×××	×××	×××
純資産の部			×××	×××	×××
株主資本	×××	×××	×××	×××	×××
資本金	×××	×××	×××	×××	×××
資本剰余金	×××	×××	×××	×××	×××
利益剰余金	×××	×××	×××	×××	×××
自己株式	×××	×××	×××	×××	×××
株主資本合計	×××	×××	×××	×××	×××
評価・換算差額等	×××	×××	×××	×××	×××

自己株式					
株主資本合計	△×××			△×××	
評価・換算差額等	×××			×××	
その他の有価証券評価差額金					×××
繰延ヘッジ損益	×××			×××	×××
土地再評価差額金	×××			×××	×××
為替換算調整勘定	×××			×××	×××
.....	×××			×××	×××
評価・換算差額等合計	×××			×××	
新株予約権	×××			×××	×××
少数株主持分	×××			×××	×××
純資産合計	×××			×××	×××
負債純資産合計	×××			×××	×××

1	その他有価証券評価差額金	×××		×××	
2	繰延ヘッジ損益	×××		×××	
3	土地再評価差額金	×××		×××	
4	為替換算調整勘定	×××		×××	
.....		×××		×××	
	評価・換算差額等合計	×××		×××	
Ⅲ	新株予約権	×××		×××	
Ⅳ	少数株主持分	×××		×××	
	純資産合計	×××		×××	
	負債純資産合計	×××		×××	

(記載上の注意)

- 連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に進じて記載すること。
- 繰延税金資産及び繰延税金負債については、第45条の規定により表示すること。

(記載上の注意)

- 連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に進じて記載すること。
- 繰延税金資産及び繰延税金負債については、第45条の規定により表示すること。

○ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）

改 正 案			現 行					
様式第五号			様式第五号					
【連結損益計算書】			【連結損益計算書】					
			(単位：円)					
			前連結会計年度		当連結会計年度			
			(自 平成 年 月 日		(自 平成 年 月 日			
			至 平成 年 月 日)		至 平成 年 月 日)			
売上高		×××						
売上原価		×××					×××	
売上総利益（又は売上総損失）		×××					×××	
販売費及び一般管理費								
.....		×××					×××	
.....		×××					×××	
.....		×××					×××	
販売費及び一般管理費合計								
営業利益（又は営業損失）		×××					×××	
営業外収益								
受取利息		×××					×××	
受取配当金		×××					×××	
有価証券売却益		×××					×××	
負のれん償却額		×××					×××	
持分法による投資利益		×××					×××	
.....		×××					×××	
.....		×××					×××	
営業外収益合計		×××					×××	
営業外費用								
支払利息		×××					×××	
有価証券売却損		×××					×××	
持分法による投資損失		×××					×××	
.....		×××					×××	
.....		×××					×××	
営業外費用合計		×××					×××	
経常利益（又は経常損失）		×××					×××	
特別利益								
前期損益修正益		×××					×××	
固定資産売却益		×××					×××	
.....		×××					×××	
.....		×××					×××	
特別利益合計		×××					×××	
特別損失								
前期損益修正損		×××					×××	

様式第五号			様式第五号					
【連結損益計算書】			【連結損益計算書】					
			前連結会計年度		当連結会計年度			
			(自 平成 年 月 日		(自 平成 年 月 日			
			至 平成 年 月 日)		至 平成 年 月 日)			
区	分	注記番号	金額 (円)	百分比 (%)	金額 (円)	百分比 (%)		
Ⅰ	売上高		×××		×××			
Ⅰ	売上原価		×××		×××			
Ⅲ	売上総利益（又は売上総損失）		×××		×××			
Ⅲ	販売費及び一般管理費							
.....			×××		×××			
.....			×××		×××			
.....			×××		×××			
Ⅳ	営業利益（又は営業損失）		×××		×××			
Ⅳ	営業外収益							
受取利息			×××		×××			
受取配当金			×××		×××			
有価証券売却益			×××		×××			
負のれん償却額			×××		×××			
持分法による投資利益			×××		×××			
.....			×××		×××			
.....			×××		×××			
Ⅴ	営業外費用		×××		×××			
Ⅴ	支払利息		×××		×××			
有価証券売却損			×××		×××			
持分法による投資損失			×××		×××			
.....			×××		×××			
.....			×××		×××			
Ⅵ	経常利益（又は経常損失）		×××		×××			
Ⅵ	特別利益							
前期損益修正益			×××		×××			
固定資産売却益			×××		×××			
.....			×××		×××			
.....			×××		×××			
Ⅶ	特別損失							
前期損益修正損			×××		×××			

○ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）

改正案

現行

様式第六号 【連結株主資本等変動計算書】

	(単位：円)	
	前連結会計年度 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当連結会計年度 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	×××	×××
当期変動額	×××	×××
新株の発行	×××	×××
.....	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××
資本剰余金		
前期末残高	×××	×××
当期変動額	×××	×××
新株の発行	×××	×××
.....	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××
利益剰余金		
前期末残高	×××	×××
当期変動額	×××	×××
剰余金の配当	△×××	△×××
当期純利益	×××	×××
.....	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××
自己株式		
前期末残高	△×××	△×××
当期変動額	×××	×××
自己株式の処分	×××	×××
.....	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	△×××	△×××
株主資本合計	×××	×××
前期末残高	×××	×××
当期変動額	×××	×××
新株の発行	×××	×××

[illegible]

剰余金の配当	△×××	△×××
当期純利益	×××	×××
自己株式の処分	×××	×××
.....	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	×××	×××
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××
繰延ヘッジ損益	×××	×××
前期末残高	×××	×××
当期変動額	×××	×××
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××
土地再評価差額金	×××	×××
前期末残高	×××	×××
当期変動額	×××	×××
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××
為替換算調整勘定	×××	×××
前期末残高	×××	×××
当期変動額	×××	×××
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××
評価・換算差額等合計	×××	×××
前期末残高	×××	×××
当期変動額	×××	×××
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××
新株予約権	×××	×××
前期末残高	×××	×××
当期変動額	×××	×××

当連結会計年度（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

	株 主 資 本					評 価 ・ 換 算 差 額 等					新株予約権	少数株主持分	純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計			
平成 年 月 日 残高 (円)	×××	×××	×××	－×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
連結会計年度中の変動額													
新株の発行	×××	×××			×××								×××
剰余金の配当			－×××		－×××								－×××
当期純利益			×××		×××								×××
自己株式の処分				×××	×××								×××
.....													
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)						×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
連結会計年度中の変動額合計 (円)	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
平成 年 月 日 残高 (円)	×××	×××	×××	－×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

- (記載上の注意)
1. 株主資本の変動事由及び金額の記載は、概ね連結貸借対照表における記載の順序によること。
 2. 株主資本以外の科目について、連結会計年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。この場合には、変動事由及び金額の記載は、概ね連結貸借対照表における記載の順序によること。
 3. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前連結会計年度末残高、連結会計年度中の変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
 4. 評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。
 5. 連結会計が営む事業のうち別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××
少数株主持分		
前期末残高	×××	×××
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××
純資産合計		
前期末残高	×××	×××
当期変動額		
新株の発行	×××	×××
剰余金の配当	△×××	△×××
当期純利益	×××	×××
自己株式の処分	×××	×××
.....	×××	×××
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××

- (記載上の注意)
1. 変動事由及び金額の記載は、概ね連結貸借対照表における記載の順序によること。
 2. 株主資本以外の科目については、連結会計年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。
 3. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前連結会計年度末残高、連結会計年度中の変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
 4. 評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。
 5. 連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

○ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）

改 正 案			現 行		
様式第七号			様式第七号		
【連結キャッシュ・フロー計算書】			【連結キャッシュ・フロー計算書】		
(単位：円)					
前連結会計年度 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)		当連結会計年度 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)		前連結会計年度 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当連結会計年度 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			区 分	注記 番号	金額 (円)
営業収入	×××	×××	I 営業活動によるキャッシュ・フロー		×××
原材料又は商品の仕入れによる支出	△×××	△×××	営業収入		×××
人件費の支出	△×××	△×××	原材料又は商品の仕入れによる支出		-×××
その他の営業支出	△×××	△×××	人件費の支出		-×××
小計	×××	×××	その他の営業支出		-×××
利息及び配当金の受取額	×××	×××	小計		×××
利息の支払額	△×××	△×××	利息及び配当金の受取額		×××
損害賠償金の支払額	△×××	△×××	利息の支払額		-×××
.....	×××	×××	損害賠償金の支払額		-×××
法人税等の支払額	△×××	△×××			-×××
営業活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××	法人税等の支払額		×××
投資活動によるキャッシュ・フロー			営業活動によるキャッシュ・フロー		×××
有価証券の取得による支出	△×××	△×××	II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の売却による収入	×××	×××	有価証券の取得による支出		-×××
有形固定資産の取得による支出	△×××	△×××	有価証券の売却による収入		×××
有形固定資産の売却による収入	×××	×××	有形固定資産の取得による支出		-×××
投資有価証券の取得による支出	△×××	△×××	有形固定資産の売却による収入		×××
投資有価証券の売却による収入	×××	×××	投資有価証券の取得による支出		-×××
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△×××	△×××	連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出		-×××
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	×××	×××			
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	×××	×××			
貸付けによる支出	△×××	△×××			
貸付金の回収による収入	×××	×××			
.....	×××	×××			
投資活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××			
財務活動によるキャッシュ・フロー					
短期借入れによる収入	×××	×××			
短期借入れ金の返済による支出	△×××	△×××			
長期借入れによる収入	×××	×××			
長期借入れ金の返済による支出	△×××	△×××			
社債の発行による収入	×××	×××			
社債の償還による支出	△×××	△×××			
株式の発行による収入	×××	×××			

自己株式の取得による支出	△×××	△×××
配当金の支払額	△×××	△×××
少数株主への配当金の支払額	△×××	△×××
.....	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	×××
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	×××	×××
現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××
現金及び現金同等物の期末残高	×××	×××
(記載上の注意)		
1. 「配当金の支払額」には、連結財務諸表提出会社による配当金の支払額を記載すること。		
2. 「利息及び配当金の受取額」については、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、「利息の支払額」については、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することができる。		
3. 金額の重要性が乏しい項目については、「その他」として一括して記載することができる。		
4. 連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。		

連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	×××	×××
貸付けによる支出	-×××	-×××
貸付金の回収による収入	×××	×××
.....	×××	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	×××	×××
短期借入金の返済による支出	-×××	-×××
長期借入れによる収入	×××	×××
長期借入金の返済による支出	-×××	-×××
社債の発行による収入	×××	×××
社債の償還による支出	-×××	-×××
株式の発行による収入	×××	×××
自己株式の取得による支出	-×××	-×××
配当金の支払額	-×××	-×××
少数株主への配当金の支払額	-×××	-×××
.....	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー		
現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	×××
現金及び現金同等物の増加額 (△は減少額)	×××	×××
現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××
現金及び現金同等物の期末残高	×××	×××
(記載上の注意)		
1. 「配当金の支払額」には、連結財務諸表提出会社による配当金の支払額を記載し、「利息及び配当金の受取額」については、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することができる。		
2. 「利息の支払額」については、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することができる。		
3. 金額の重要性が乏しい項目については、「その他」として一括して記載することができる。		
4. 連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。		

○ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）

改 正 案			現 行		
様式第八号			様式第八号		
【連結キャッシュ・フロー計算書】			【連結キャッシュ・フロー計算書】		
		(単位：円)			
		前連結会計年度 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)			当連結会計年度 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			Ⅰ 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益（又は税金等調整前当期純損失）	×××	×××	税金等調整前当期純利益（又は税金等調整前当期純損失）	×××	×××
減価償却費	×××	×××	減価償却費	×××	×××
減損損失	×××	×××	減損損失	×××	×××
のれん償却額	×××	×××	のれん償却額	×××	×××
貸倒引当金の増減額（△は減少）	×××	△×××	貸倒引当金の増加額	×××	×××
受取利息及び受取配当金	△×××	△×××	受取利息及び受取配当金	－×××	－×××
支払利息	×××	×××	支払利息	×××	×××
為替差損益（△は益）	×××	×××	為替差損	×××	×××
持分法による投資損益（△は益）	×××	×××	持分法による投資利益	－×××	－×××
有形固定資産売却損益（△は益）	×××	×××	有形固定資産売却益	×××	×××
損害賠償損失	×××	×××	損害賠償損失	×××	×××
売上債権の増減額（△は増加）	×××	×××	売上債権の増加額	－×××	－×××
たな卸資産の増減額（△は増加）	×××	×××	たな卸資産の減少額	×××	×××
仕入債務の増減額（△は減少）	×××	×××	仕入債務の減少額	－×××	－×××
.....	×××	×××		×××	×××
小計	×××	×××	小計	×××	×××
利息及び配当金の受取額	×××	×××	利息及び配当金の受取額	×××	×××
利息の支払額	△×××	△×××	利息の支払額	－×××	－×××
損害賠償金の支払額	△×××	△×××	損害賠償金の支払額	－×××	－×××
.....	×××	×××		×××	×××
法人税等の支払額	△×××	△×××	法人税等の支払額	－×××	－×××
営業活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××	営業活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー			Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△×××	△×××	有価証券の取得による	－×××	－×××
有形固定資産の取得による収入	×××	×××			
有形固定資産の売却による支出	△×××	△×××			
投資有価証券の売却による収入	×××	×××			
投資有価証券の取得による収入	△×××	△×××			
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△×××	△×××			
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	×××	×××			

○ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）

改 正 案					現 行				
様式第十号					様式第十号				
【借入金等明細表】					【借入金等明細表】				
区 分	前期末残高 (円)	当期末残高 (円)	平均利率 (%)	返済期限	区 分	前期末残高 (円)	当期末残高 (円)	平均利率 (%)	返済期限
(略)				(略)	(略)				(略)
<u>その他の有利子負債</u>				(略)	<u>その他の有利子負債</u>				(略)
(略)			(略)	(略)	(略)			(略)	(略)
(記載上の注意)					(記載上の注意)				
1. 第37条第1項第2号に規定する短期借入金、同項第3号及び第38条第1項第3号に規定するリース債務、同項第2号に規定する長期借入金（連結貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）並びに金利の負担を伴う <u>その他負債</u> （社債を除く。第6号において「 <u>その他有利子負債</u> 」という。）について記載すること。					1. 第37条第1項第2号に規定する短期借入金、同項第3号及び第38条第1項第3号に規定するリース債務、同項第2号に規定する長期借入金（連結貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）並びに金利の負担を伴う <u>その他負債</u> （社債を除く。第6号において「 <u>その他有利子負債</u> 」という。）について記載すること。				
2. (略)					2. (略)				
3. 「 <u>その他の有利子負債</u> 」の欄は、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。					3. 「 <u>その他の有利子負債</u> 」の欄は、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。				
4. ・ 5. (略)					4. ・ 5. (略)				
6. リース債務、長期借入金及び <u>その他有利子負債</u> （1年以内に返済予定のものを除く。）については、連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。					6. リース債務、長期借入金及び <u>その他有利子負債</u> （1年以内に返済予定のものを除く。）については、連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。				
7. (略)					7. (略)				